

一般社団法人M I T 定款

最終改正：平成26年6月11日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人M I Tと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長崎県対馬市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、自然環境や伝統技術・文化を後世に繋ぎ、持続可能な社会を実現するため、対馬での暮らしや体験を通じて自然の恵みを巧みに活用する技術と知恵を身に着けた人材を育成し、持続可能な社会の実現を目指す価値観の醸成を図ること、および、対馬の自然資源や人文資源などの地域資源を活かした産業を育成し雇用を創出することで、環境保全および地域振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 対馬の自然、歴史、文化に関する調査、研究、コンサルティング
- 二 地域資源を活かした商品の開発、デザイン、およびそれらの販売
- 三 地域づくり、産業づくり、商品づくりに関する受託、コンサルティング
- 四 地域資源を活かした体験、教育プログラムの企画、運営
- 五 地域資源を活かした着地型観光の推進
- 六 環境保全や地域振興を担う人材の育成
- 七 環境保全や地域振興に関する講習会、セミナー、シンポジウム等の開催
- 八 環境保全や地域振興に関する情報の発信
- 九 前各号に付帯または関連する事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の社員となつた者をもつて構成する。

2 前項に規定する社員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年六月二日法律第四十八号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は、社員になつた時及び毎月、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によつて当該社員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至つた

ときは、その資格を喪失する。

- 一 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- 二 総社員が同意したとき。
- 三 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事の選任又は解任
- 三 理事の報酬等の額
- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散
- 七 その他、社員総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 この法人の社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後三ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事が招集する。

(社員による招集の請求)

第15条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事

に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 理事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第5章 理事及び顧問

(理事の選任)

第20条 この法人の理事は5名以内とし、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(代表理事の任期)

第 2 1 条 代表理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した代表理事の補欠として選任された代表理事の任期は、前任者の任期の了する時までとする。

(代表理事の職務及び権限)

第 2 2 条 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(代表理事の解任)

第 2 3 条 代表理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(理事の報酬等)

第 2 4 条 理事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(顧問)

第 2 4 条の 2 この法人に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、社員の推薦により代表理事が任期を定めた上で選任する。

3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(顧問の職務)

第 2 4 条の 3 顧問は、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、意見を述べることができる。

第 6 章 基金

(基金の拠出)

第 2 5 条 この法人は、社員又は第三者に対し、法人法第 1 3 1 条に規定す

る基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第26条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第27条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第28条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第29条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第30条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、第二号及び第三号の書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 貸借対照表

三 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 3 1 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 3 2 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 3 3 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 3 4 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。